



2019年6月25日

各 位

社 名 株式会社 高 島 屋
代表者名 取締役社長 村田 善郎
(コード番号 8233 東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 園田 早苗
(TEL. 03-3211-4111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年6月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の強化および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とするため。

2. 取得枠に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 8百万株(上限)
[発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合:
4.6%] |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円(上限) |
| (4) 株式を取得する期間 | 2019年7月1日から2020年2月29日まで |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

【ご参考】 2019年5月31日時点の自己株式の保有状況
発行済株式総数(自己株式を除く) 174,733,547株
自己株式数 3,025,934株

以 上